

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和

八年

六月

二十五日

中国四国厚生局長

竹林

經治

							彦名レディスライフクリニック	名 称
							米子市彦名町二八五六―三	所 在 地
							令和八年八月一日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 六月 二十五日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社すずらん薬局	鳥取市叶三二〇番地一二	令和八年八月一日
なかの薬局末恒店	鳥取市美萩野一―一一八	令和八年八月四日
イオン薬局鳥取北店	鳥取市晩稲三四八番地	令和八年八月二十一日
つくし薬局	鳥取市岩倉四四六―二九	令和八年八月二十九日
ゆかわ薬局	倉吉市昭和町二丁目七〇番地	令和八年八月一日
なべや薬局明治町店	境港市明治町一七―一	令和八年八月十五日